

(様式1)

4大教総第426号

令和4年4月21日

文部科学大臣 殿

大洲市長 二 宮 隆 久

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

大洲市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和4年度（1年間）

(担当)

大洲市教育委員会教育総務課

学校施設係 崎石 誠司

電話：0893-24-1729

E-mail：kyoikusomuka@city.ozu.lg.jp

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

--

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

Is値が0.3未満の耐震性の無い建物及び耐力度調査により確認された危険建物を改築し、災害時にも活用できる安全な施設を整備する。
【不適格改築】 肱川中学校屋内運動場
【危険改築】 肱川中学校校舎

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

--

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

環境教育に資する目的及び災害時の電力の確保を目的として、肱川中学校の屋内運動場に太陽光発電設備を整備する。 猛暑に起因する健康被害の発生状況を踏まえた教育環境の向上を図るため、肱川中学校の校舎に空調設備を整備する。
--

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

--

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		12 校
中学校		9 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		3 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		0 校
教員及び職員のための住宅		12 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	18 箇所
	学校武道場	1 箇所
	社会体育施設	40 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	令和3年1月
国土強靱化地域計画 ^{※2}	有	平成30年3月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>本計画の達成度については、計画期間終了後に当市のホームページ等で公表する。</p>
--

